

平成二十六年第二回関東学生法律討論会

【学内予選のお知らせ！】

・法律討論会とは！

討論会ごとに、持ち回りの大学の教授が法律に関する問題を出題し、その問題に対して、出場者(=論者)が自分なりの解答(=論旨)を作成、会場においてその論旨を10分以内で発表し(=立論)、その後10分間の質疑応答時間が与えられるので、他の論者やその他の参加学生が、立論に対して質問をするという形式となっており、論旨の内容と質問に対する応答をもとに、審査員の先生方に採点していただき、それに基づいて順位が決まります。

参加大学は明治大学、早稲田大学、慶應義塾大学、中央大学、立教大学、日本大学、専修大学、駒澤大学の八大学となっています。

また、この討論会において、優秀な成績を収めた明治大学の学生には、明治大学法学部より「学部長賞」が与えられます。この「学部長賞」は法科大学院へ進学する際に加点ポイントとなり、法科大学院入試を有利にすることができます。また、これは立論の部、質問の部それぞれに「立論賞」、「質問賞」として設けられています。

【本選詳細】

- ・日程：10月4日（土）
 - ・会場：慶應義塾大学三田キャンパス
 - ・出題分野：刑法
 - ・出題者：慶應義塾大学法学部教授 亀井 源太郎
- ※本選の開始時間等の詳細は後日ご連絡いたします。

今回の問題はこちら！

平成二十六年第二回関東学生法律討論会問題

科目：刑法

以下の事例に基づき、甲、乙の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

1 甲は、法定の除外事由がないのに覚せい剤を所持したとして、覚せい剤取締法違反被疑事件につき、平成26年3月19日に逮捕され、同月21日に勾留さ

れた。

2 甲は、勾留中の同月 22 日、A 県地方検察庁内一時留置場の房内において、検察官の取調べを待っている間、乙と同房となった。

甲と乙とは、そのときが初対面であった。

乙も自己の覚せい剤取締法違反の被疑事実につき検察官から取調べを受けるためにその日、その房にいたものであるが、同人は、甲に対し、「覚せい剤を飲ませた相手になってくれないか。その相手になってくれれば、覚せい剤 50 グラムをやるし、出てから仕事の面倒もみる。おれは起訴されれば刑務所に行かなければならない。あんたが風邪薬だと言って覚せい剤の入ったカプセルを渡してくれ、それをおれが知らないで飲んだことにしてくれれば、おれは刑務所に行かなくてもすむ。」などと言った。

甲は、覚せい剤の誘惑に負けたことなどから、その話を引受けることにした。

3 そこで、乙と甲は、「2 人は、去年の 12 月の 20 日すぎころに、B 町で初めて会い、そのきっかけは、乙の車を甲が蹴とばしたことで知り合った。その後、今年の 1 月 3 日に C 町で会い、その次に 2 月 18 日ころ、C 町のスタジオ D の前で待ち合わせ、その時、乙が風邪をひいていたようなので、甲が、覚せい剤をカプセルの中に入れ、『風邪薬』だと言って、乙に渡した。」という全く架空の話を作り上げ、乙は、この話を警察や検事の調べのときに話してほしいと甲に頼んだ。

このような打合せの結果、甲は、同月 23 日、A 県地方検察庁検察官室に呼び出されたとき、乙の右被疑事件の捜査を担当する副検事 E に対し、乙を不起訴にしてもらうため、上記の趣旨の虚構の事実を供述し、同検察官は、その内容を録取し、これを甲に読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立てたので、甲の署名指印を求めて、供述録取書を作成した。

4 同月 24 日 18 時ころ、上記拘置所内に勾留されていた乙と同室の F は、同拘置所内の居室において、F のせっけんの使用方法を巡り言い争いになり、乙が F に「お前、この部屋から出て行けや。」などと怒鳴ったところ、F は乙に対し、「やるんか、こら一、かかって来いや。」などと言いながら、乙に向けて折りたたみ机を持ち上げ、ひっくり返すように押し倒し、乙の左手に同机があたり、乙は加療約 3 週間を要する左中指腱断裂の傷害を負った。

このため、乙は、F によるさらなる攻撃を防ぐ目的で、同机を F の方へ押し返した。この際、同机が F の右手に強くぶつかり、F は加療約 2 週間を要する右

中指挫創の傷害を負った。

Fは、上記傷害を負って、さらなる攻撃の意欲を失ったが、乙はこのことに気付かなかった。

乙は、Fが今にも起き上がってさらに攻撃を加えてくるのではないかと考えて、Fの上に馬乗りになり同人の髪の毛を左手でつかんで同人が動けないようにした上で、右手で同人の顔面を数回平手打ちにする暴行を加えた。

出題：慶應義塾大学法学部教授 亀井 源太郎

・学内予選とは！

明治大学では各討論会において、明治大学の代表論者を決める学内予選を開催しております。これは法学会が主催しているものですが、三年生以下の法学部生であれば誰にでも出場資格があります。この機会に是非出場を検討してみてください。また、論者としてではなくても、質問希望の方や見学希望の方もお気軽に会場へお越しくださいませ。

【学内予選詳細】

- ・日程：9月13日(土)
- ・会場：明治大学駿河台キャンパス リバティータワー1085 教室
- ・審査員： 明治大学法学部教授 増田豊先生
- ・開場：12時30分
- ・開会：13時00分

※会場へお越しの際はスーツ着用をお願いします。

【申込要項】

- ・参加資格：明治大学法学部在籍の3年生以下の学生
- ・応募期限：9月6日（土）正午まで
- ・応募方法：法学会の担当者へ出場する旨を連絡
- ・担当者：明治大学法学会 関東学生法学連盟部責任者
原田浄良 メール：kiyora0425@gmail.com

注意事項

・多数の予選出場希望者がでた場合、出場希望者全員分の立論及び質疑応答の時間が確保できない可能性があります。その場合は、審査員の先生による論旨

審査を行い、予選出場者を制限させていただきます。

・論旨審査の実施の有無に関しましては、予選2週間前に予選出場希望者が出席しましてから、ご連絡致します。

・上記のように論旨審査を行う場合、審査は予選当日の午前中に実施いたします。

・その論旨審査の結果、予選論者として論壇に立てる方を3名程度に選抜いたします。

・ 論旨審査の結果は当日12時30分には発表致します。 審査の結果で残念ながら立論の対象にならなかった方も、予選における立論者への質問、予選会後の審査員の先生との勉強会にはぜひご参加下さいませ。

・

◎討論会についてのご質問等ございましたら、上記連絡先にお気軽にご連絡ください。

以上